

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(美術館整備運営事業)の概要について

令和元年6月10日
博 物 館

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)を開催しましたので、その概要等について報告します。

なお、今回の審査会は、民間事業者の当該事業に関する法人情報を扱う内容であったため非公開で開催しています。

記

- 1 日 時 令和元年6月6日(木)午前10時から正午まで
2 場 所 東京都千代田区 「都道府県会館」405会議室
3 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授(建築専門)
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

4 主な協議内容

(1) 報告事項：実施方針の公表及び質問・意見に対する回答等

本年3月に公表したPFI法第5条に定める「特定事業の実施に関する方針(実施方針)」に対する質問・意見と回答状況及び令和元年6月補正予算要求の概要等について報告を行った。

(2) 協議事項：落札者決定基準(案)について

前回の審査会に引き続き、落札者決定基準案(評価項目、評価のポイント、評価項目毎の配点等)について審議をしていただいた。

《評価項目案》

評価項目(大項目)		配点
加算審査		700点
(1) 事業全般に関する事項	本事業における基本方針、実施体制、事業戦略、経営管理、事業収支計画、リスク想定及び対策と事業継続性の担保、モニタリング、地域経済・社会への貢献	245点
(2) 設計・建設業務に関する事項	全体計画・取組方針、施設デザイン、諸室計画、独創性、ユニバーサルデザイン、環境性、経済性、建設業務における提案	140点
(3) 維持管理業務に関する事項	建築物の機能・性能保持、作品環境の保全、利用者の快適性、防災・防犯	70点
(4) 運営業務に関する事項	運営体制、展示・施設運営、開館準備、広報・集	140点

る事項	客	
(5) 附帯事業・その他特筆すべき提案に関する事項	レストラン・カフェに係る運営計画、ミュージアムショップに係る運営計画、自主事業・民間提案事業に関する提案に関する提案、重点対話への取組み・提案全般に対する魅力	105点
価格審査		300点
合計		1,000点

《委員からの主な意見》

- ・ P F I 事業者の努力や工夫による利益を事業者がどう活用するかについて評価する必要がある。
- ・ 予定価格の設定を低くしすぎない配慮は必要。低い設定では入札参加者は予定価格ぎりぎりの金額で応札すると考えられ価格審査点に差がつきにくくなるのではないか。
- ・ 理念が重要であり、入札説明書等で地域貢献や意欲的な事業展開への意識のある事業者を望むことをしっかりと宣言しておくべき。特に、地域の若い世代と美術をつなげることを大事にしているというメッセージを伝えてはどうか。
- ・ P F I 事業者とともに運営を行う学芸員の意見は重要であり、事業者との重点対話等にしっかりと学芸員が関与し、そこでの意見を審査会も把握可能となるようにしてほしい。
- ・ P F I では設計業務が維持管理や運営にも大きく影響するので、当該業務への配点をもっと高くした方が望ましい。
- ・ より良い事業提案を得るためにも、重点対話結果に対する審査会の意見を参加事業者にフィードバックし、提案に反映できるようにしてほしい。
- ・ P F I 手法による美術館整備は全国的に先例もないので、審査会委員が十分に事業者提案を把握し審査ができるよう丁寧な委員への情報提供や説明を行ってほしい。

5 今後の対応

- ・ 審査会での意見を踏まえ必要な修正を行い落札者決定基準を決定する。
- ・ 6月定例県議会で、美術館整備・運営に係る債務負担行為及び美術館設置条例の議決を得た後、P F I 法第7条に定める特定事業の選定及び公表を行う。
- ・ 7月中を目途に、P F I 事業者募集の入札公告を行い入札参加表明者との重点対話に着手する。
- ・ 今年度末を目途に、審査会で最優秀提案者の選定を行った上で、県教委において落札者を決定し、県議会で本契約の議決を得る。

〈参考〉今後のスケジュール

令和元年 6月	・ 議会議決（債務負担行為・美術館設置条例）
令和元年 7月	・ 特定事業の選定（PFI 法第7条） ・ 入札公告
令和元年 後半	・ 民間事業者との重点対話 ・ 提案審査書類の提出
令和元年度内	・ 提案審査（公開プレゼンテーション） ・ 事業者の決定 ・ 議会議決（本契約締結・指定管理者指定）
令和2年度 ～	・ 設計及び建設工事 ・ 開館準備
令和6年度中	・ 開館

6 資料

- ・ 実施方針の公表及び質問・意見に対する回答等
- ・ 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業落札者決定基準（案）